資料2-3

PCB特措法に基づく低濃度PCB廃棄物の届出に関する記入要領等の改正案

令和7年1月14日

環境省
Ministry of the Environment

廃棄物規制課/PCB廃棄物処理推進室

低濃度PCB廃棄物の届出における記入方法の明確化

■ PCB廃棄物の処理期限である令和9年3月31日を見据え、低濃度PCB廃棄物の処理を促進するため、届出状況の課題を踏まえ、記入方法を明確化するため記入要領に低濃度版を追記。なお、省令改正を要する届出様式の変更はしない。

低濃度PCB廃棄物の届出に関する課題と新規作成の低濃度版での対応方針

	課題	低濃度版での対応方針
1	届出書記入要領に低濃度PCB含有の電気機器に多い遮断器、開閉器等が例示されていない。	記入要領に電気事業法の自家用電気工作物に加え、想定される機器・装置を例示する。
2	濃度区分が「高濃度」「低濃度」「不明」の3種類であり、PCB濃度の記入欄がない。	「低濃度」を選択をさせ、参考事項欄にPCB濃度を求める。 また分析機関名の記載も求める。未測定の場合は「濃度不明」とし、測定予定時期の記入を求める。
3	小型の電気機器を容器に入れて保管する場合は容器の数と総重量を記入とされているが、容器の総重量が記載されていない例が散見される。また、電気機器では台数の記載はあるが、重量の記載を求めていない。	容器入れられた場合は、総重量でなく、把握しやすい200Lドラム缶といった容器サイズの記入を求める。また電気機器については台数に加え、総重量についても記入を求める。
4	絶縁油量の記入欄がない。	「表示記号等」の欄に銘板に記載されている絶縁油量（銘板油量）の記入を求める。
5	低濃度PCB廃棄物については、「処分予定時期」や「処分業者との調整状況」の記載を求めていない。	処理期限までの処分を促すため左記の記載を求める。

※高濃度PCB廃棄物の届出については現行通りとするが、新たに高濃度PCB廃棄物の保管や高濃度PCB使用製品の保管・所有が判明した場合等には速やかに管轄の都道府県市に届け出ること。

届出書記入事項の改正点

	項 目	記入例（現状）	記入例（改正案）	考え方	記入要領記載箇所
1	廃棄物の種類	「その他電気機械器具」（※参考事項欄に開閉器）	「⑪開閉器」	電気工作物全13種を記載しその他を含め23種を例示	P.2 2 .(3)
2	廃棄物の型式等	（※油量の記載なし）	「油量 160ℓ」	台数・重量に加え銘板記載の油量の記載	P.3 2.(4)
3	処分予定年月	（※記載要求は高濃度のみ）	「R8年3月」	低濃度も記載	P.4 2.(5)
4	量	「1台」（※重量記載なし）	「1台、25kg」	台数に加え総重量の記載	P.4 2.(6)
5	濃度区分	「低濃度」（※濃度記載なし）「不明（未分析）」	「低濃度（20mg/kg、分析機関A社）」「低濃度（濃度不明、R7年6月測定）」	PCB濃度の記載を要求し、測定方法による単位の記載、測定した分析機関名の記載	P.4 2.(7)
6	保管の状況	「ドラム缶」（※大きさ記載なし）	「ドラム缶(200ℓ)」	容器の大きさの記載	P.5 2.(8)
7	処分業者との調整状況	（※記載要求は高濃度のみ）	「契約済み」	低濃度も記載	P.5 2.(9)

※新規記入要領を用いて届出様式を記載し、次回の届け出（令和７年６月）から新しい記入要領に従った届け出を実施いただけるよう、近日中に自治体・保管事業者向けに説明会を実施予定。